

(様式1号)

(令和5年度) 就学援助申請書

下記のとおり就学援助を申請します。

令和 年 月 日	※太枠内(裏面含む)の必要事項を記入してください。		
申請者(保護者)氏名	住所	電話番号	児童扶養手当
	〒838- 筑前町		有 ・ 無 申請中 (月 日申請)
学校名 ・ 学年(令和5年4月時点)	児童生徒氏名(名:フリガナ)(生年月日)		
筑前町立 学校 年			ひとり親家庭等医療費支給制度
筑前町立 学校 年			有 ・ 無 申請中 (月 日申請)
筑前町立 学校 年			住宅の形態
筑前町立 学校 年			持家 ・ 借家
筑前町立 学校 年			
上記以外の世帯状況			
氏名	続柄	生年月日	勤務先・職業 学校名・学年
	世帯主		
申請理由(該当事項を○印で囲んでください)			
1 生活保護の停止または廃止された。(令和 年 月 日 停止 ・ 廃止)			
2 市町村民税が非課税とされ、または減免の適用を受けている。			
3 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(※証書を持参してください。)			
4 1～3には該当しないが、経済的に非常に困っている。			
委任事項			
学校への給食費及び校納金等を滞納した場合は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を、児童生徒の令和4年4月1日以降の在学学校長に委任します。			
			委任者(保護者)名 ㊞

上記の児童生徒を就学援助費の支給対象として

認定します

・ 認定しません

令和 年 月 日

筑前町教育委員会

誓約・同意事項

私は、筑前町が行う就学援助に関し、次のとおり誓約・同意します。
なお、下記事項に違反した場合は、教育委員会の処置に従います。

記

1. 就学援助申請書の記入内容は、事実と相違ありません。
2. 就学援助申請書の記入内容及び所得課税状況等を教育委員会で調査確認することを了承します。
3. 就学援助申請書の記入内容に変動が生じた場合は、速やかにお届けします。
4. 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って返納します。
5. 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、入学前に転出した場合は、教育委員会の返還請求に応じます。

令和 年 月 日

申請者（保護者）氏名



振込口座

就学援助費の振り込みを下記口座をお願いします。

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
支店名		本店 ・ 支店 出張所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
口座名義（カタカナ）	（※口座名義は申請者と一致すること）	

注意事項

1. 令和5年1月1日現在に住民登録があった住所地の市町村より市町村民税（非課税）証明書を受領し、添付してください。（令和5年1月1日時点で筑前町に住民登録がある場合は、添付不要です。）
2. 所得の申告をしていない人は、審査・認定できません。ただし、被扶養者の場合は、申告は不要です。
3. 年度途中から振込先を変更する場合は、教育委員会にて手続きが必要となります。

(様式1号)

(令和5年度) 就学援助申請書

記入例

下記のとおり就学援助を申請します。

令和 5年 ××月 ××日 ※太枠内(裏面含む)の必要事項を記入してください。				
申請者(保護者)氏名	住所	電話番号	児童扶養手当	
筑前 花子	〒838-0816 筑前町新町450 こども未来館-1	0946-22-3385	有 ・ 無 申請中 (×月×日申請)	
学校名 ・ 学年(令和5年4月時点)	児童生徒氏名(名:フリガナ)(生年月日)			ひとり親家庭等医療費支給制度
筑前町立 三輪小 学校 1 年	筑前 桜 (サクラ) (HO・O・O)			
筑前町立 三輪小 学校 2 年	筑前 太郎 (タロウ) (HO・O・O)			有 ・ 無 申請中 (×月×日申請)
筑前町立 三輪中 学校 3 年	筑前 桃子 (モモコ) (HO・O・O)			
筑前町立 学校 年				住宅の形態
筑前町立 学校 年				持家 借家
筑前町立 学校 年				
上記以外の世帯状況				
氏名	続柄	生年月日	勤務先・職業 学校名・学年	健康状態等その他
筑前 花子	世帯主	H1.6.5	筑前町役場	良好
筑前 藤子	母	S30.8.9	無職	入院中
筑前 胡桃	子	R2.7.9	ちくぜん保育園	良好
申請理由(該当事項を○印で囲んでください)				
1 生活保護の停止または廃止された。(令和 年 月 日 停止 ・ 廃止)				
2 市町村民税が非課税とされ、または減免の適用を受けている。				
3 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(※証書を持参してください。)				
4 1～3には該当しないが、経済的に非常に困っている。				
委任事項				
学校への給食費及び校納金等を滞納した場合は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を、児童生徒の令和4年4月1日以降の在学学校長に委任します。				
			委任者(保護者)名	筑前 花子
				筑前

上記の児童生徒を就学援助費の支給対象として

認定します

認定しません

令和 年 月 日

筑前町教育委員会

誓約・同意事項

私は、筑前町が行う就学援助に関し、次のとおり誓約・同意します。
なお、下記事項に違反した場合は、教育委員会の処置に従います。

記

1. 就学援助申請書の記入内容は、事実と相違ありません。
2. 就学援助申請書の記入内容及び所得課税状況等を教育委員会で調査確認することを了承します。
3. 就学援助申請書の記入内容に変動が生じた場合は、速やかにお届けします。
4. 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って返納します。
5. 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について、入学前に転出した場合は、教育委員会の返還請求に応じます。

令和 5 年 ×× 月 ×× 日

申請者（保護者）氏名

筑前 花子



振込口座

就学援助費の振り込みを下記口座をお願いします。

金融機関名	ゆうちょ	銀行 信用金庫 農協 信用組合
支店名	七四八	本店 支店 出張所
口座種別	普通	当座
口座番号	× × × × × × ×	
口座名義（カタカナ）	千クゼン ハナコ (※口座名義は申請者と一致すること)	

注意事項

1. 令和5年1月1日現在に住民登録があった住所地の市町村より市町村民税（非課税）証明書を受領し、添付してください。（令和5年1月1日時点で筑前町に住民登録がある場合は、添付不要です。）
2. 所得の申告をしていない人は、審査・認定できません。ただし、被扶養者の場合は、申告は不要です。
3. 年度途中から振込先を変更する場合は、教育委員会にて手続きが必要となります。